

高額療養費制度【70歳未満の方】

■自己負担限度額（月額）

所得区分※1 (限度額適用認定証 適用区分)	限度額 (3回目まで)	多数回該当 (4回目以降)※2	年間上限※3
(ア) 所得が901万円を超える	(総医療費－901,000円) × 1%＋270,300円	140, 100円	1,680,000円
(イ) 所得が600万円を超え 901万円以下	(総医療費－597,000円) × 1%＋179,100円	93, 000円	1,110,000円
(ウ) 所得が210万円を超え 600万円以下	(総医療費－286,000円) × 1%＋85,800円	44, 400円	530,000円
(エ) 所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	61, 500円	44, 400円	530,000円
(オ) 住民税非課税世帯	36, 900円	24, 600円	290,000円

※1 所得＝総所得金額等－43万円

※2 直近12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

※3 年間(8月1日から翌年7月31日までの期間)における月ごとの自己負担額の合計が、該当する所得区分の年間上限を超えた場合等に、申請することで超過金額が支給されます。